

本日ここに、第10回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案第62号から議案第78号まで並びに報告第4号から報告第12号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号 筑後市手数料条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の制度改正による個人番号に係る通知カードの廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第63号 筑後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、一般廃棄物処理業や浄化槽清掃業における各種許可に係る手数料について、より明確な規定とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第64号 令和2年度筑後市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正予算は、638万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を255億1,828万5千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

全般にわたる事業費の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業の中止又は見直しなどにより、16事業について、事業費総額7,050万6千円を減額するものであります。

第2款 総務費の特別職人件費は、現在空席の副市長人件費を減額するものであります。

人事管理に要する経費は、育休職員等の増加により会計年度任用職員報酬等を増額する他、研修の見直しにより関係経費を減額するものであります。

文書取扱等に要する経費は、新型コロナウイルス感染症緊急対策などの市民への周知に伴い、委託料を増額するものであります。

財政事務に要する経費は、事業の延期により、委託料を減額するものであります。

空き家対策に要する経費は、空き家老朽危険家屋相談員に支給する費用弁償について増額するものであります。

筑後市ふるさと応援団事業に要する経費は、総会の中止に伴い、関係経費を減額するものであります。

防災体制強化に要する経費は、国より早期策定が求められている国土強靱化地域計画に係る策定業務委託料を計上するものであります。また、新型コロナウイルス感染症対策として、災害対策本部を中央公民館から東庁舎に移転するため、関係経費を計上するものであります。

徴収事務に要する経費は、督促状の表記見直しのため、システム改修委託料を計上するものであります。

戸籍住民基本台帳費の職員人件費は、人事異動に伴う予算の組替えであります。

第3款 民生費の国民健康保険特別会計繰出金は、人事異動に伴う予算の組替えであります。

地域介護・福祉空間整備推進事業に要する経費は、認知症高齢者グループホームが国の交付金を活用し、老朽化した施設の改修を行うため、補助金を計上するものであります。

介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金は、平成31年度決算の確定に伴い、減額するものであります。

子どものための教育・保育給付等事業に要する経費は、母子生活支援施設の入所者数の増加及び措置費の改定により、委託料を増額するものであります。

筑後保育所施設整備に要する経費は、令和4年度に新設開所を予定している筑後保育所・学童保育所について、工事請負費など関係経費を計上するものであります。

生活保護事務に要する経費は、国の制度改正に伴い、生活保護システム改修委託料を計上するものであります。

第4款 衛生費の川と水を守る運動推進に要する経費は、事業の中止により、関係経費を減額するものであります。

上水道事業に要する経費は、福岡県南広域水道企業団が実施する第二期拡張事業費が増額されたことに伴い、同企業団への出資金を増額するものであります。

第6款 農林水産業費の筑后市元気な農業づくり推進事業に要する経費は、市内の農業法人が実施する担い手の経営力強化事業が県の事業決定を受けたため、補助金を計上するものであります。

畜産業に要する経費は、事業者が実施するふくおかの畜産競争力強化対策事業が県の事業決定を受けたため、補助金を計上するものであります。

筑後川下流域土地改良事業に要する経費は、筑後西部後期地区におけるクリーク防災機能保全対策事業が県の事業決定を受けたため、負担金を増額するものであります。

第7款 商工費の観光事業に要する経費は、事業の中止により、関係経費を減額するものであります。

筑後広域公園内休憩施設等管理運営に要する経費は、本年7月の豪雨により被災した恋ぼたる温泉館の源泉ポンプを移設するため、関係経費を計上するものであります。

ホークスファーム連携事業推進に要する経費は、事業の中止により、関係経費を減額するものであります。

第8款 土木費の道路維持補修に要する経費は、事業の見直しにより、関係経費を減額するものであります。

河川管理に要する経費は、市営河川倉目川において緊急の浚渫工事が必要なため、工事請負費を増額するものであります。

第9款 消防費の消火活動に要する経費は、行事の中止により、関係経費を減額するものであります。

消防団に要する経費は、国の委託事業を活用し、本市消防団活動の中期計画を策定するため、委託料を計上するものであり

ます。

第10款 教育費の奨学事業に要する経費は、受領した寄附金を活用し、筑後市奨学会への補助金を増額するものであります。

筑後市家庭学習環境整備に要する経費は、各家庭のインターネット環境整備を支援するため、補助金を計上するものであります。

校舎等維持補修に要する経費は、工事の延期により、工事請負費を減額するものであります。

青少年教育指導に要する経費、文化事業に要する経費、公民館事業に要する経費及び体育事業に要する経費は、事業やイベントなどの中止により、関係経費を減額するものであります。

東京2020オリンピックに要する経費は、オリンピック関連事業の延期により、関係経費を減額するものであります。

第11款 災害復旧費の災害復旧に要する経費は、本年7月の豪雨により被災した水路や道路の復旧に必要な経費を増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、国・県支出金、繰越金、市債等を充てております。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1次分の決定を受けたため、財源の組替えを行っております。

債務負担行為の補正は、今年度から2か年で実施する筑後保育所施設整備事業であります。

地方債の補正は、筑後保育所施設整備事業ほか7事業を増額するものであります。

議案第65号 令和2年度筑後市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、667万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を56億3,755万1千円とするものであります。

歳出予算の職員人件費は、人事異動に伴う予算の組替えであ

ります。

議案第 66 号 令和 2 年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正は、1 億 8,672 万 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 45 億 4,386 万 9 千円とするものであります。歳出予算について申し上げます。

第 5 款 基金積立金の介護給付費中期財政調整基金積立金は、平成 31 年度決算に伴う剰余金を基金に積み立てるものであります。

第 7 款 諸支出金の国県支出金等返還金は、平成 31 年度介護給付費などの確定に伴う国・県負担金などの返還のため、増額するものであります。

以上の経費の主な財源として、繰越金を充てております。

議案第 67 号 平成 31 年度筑後市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 74 号 平成 31 年度筑後市地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見及び同条第 5 項の規定による主要な施策の成果を説明する書類を付して認定をお願いするものであります。

議案第 75 号 平成 31 年度筑後市水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 31 年度末未処分利益剰余金を処分するもので、減債積立金 3,000 万円、建設改良積立金 7,000 万円を計上し、翌年度繰越利益剰余金を 2,591 万 8,154 円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第 76 号 平成 31 年度筑後市下水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定

に基づき、平成31年度末未処分利益剰余金を処分するもので、資本的収支不足額の補填財源を9,780万2,480円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第77号及び議案第78号 財産の取得につきましては、国のGIGAスクール構想に伴う小学校及び中学校における学習者用端末一式の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

報告第4号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、筑後市消防団員が、火災の残火処理に使用する重機を移送する際、個人住宅のフェンスを破損し、損害を与えたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので報告するものであります。

報告第5号 平成31年度筑後市国民健康保険高額療養資金貸付基金の運用状況について、及び報告第6号 平成31年度筑後市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第7号 平成31年度健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第8号 平成31年度資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第9号 筑後市土地開発公社の経営状況について、報告第10号 筑後市文化振興公社の経営状況について、及び報告

第 1 1 号 地方独立行政法人筑後市立病院の経営状況につきましては、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 3 1 年度の経営状況を報告するものであります。

報告第 1 2 号 地方独立行政法人筑後市立病院の業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第 2 8 条第 5 項の規定に基づき、平成 3 1 年度の評価結果を報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。